

早稲田大学大学院日本語教育研究科

【2026年9月入学 博士後期課程】

一般入学試験

国費留学生等入学試験

事前課題

課題文を読んで、2500字から3000字程度で設問に答えなさい。その際、資料や文献を参照し、それらを明記すること。参考文献や引用文献等のリストも上記文字数に含みません。

設問

課題文の論旨を300字程度でまとめなさい。そして筆者がいう「体験の文法」は日本語教育学においてはどのような研究課題となり得るか、2つ以上の研究課題を提案した上で、それぞれで得られる研究成果の可能性や限界について、根拠を示しながら具体的に述べなさい。

課題文

四色ボールペンの謎

たとえば、次のようなAとBの対話を考えてみよう。

A…こういう四色ボールペンみたいな便利なものは、いくら世界が広いといっても、日本にしかないでしょうね。

B…四色ボールペン、北京にありますよ。

この対話で話題になっている「四色ボールペン」とは、一本で四色（ふつう黒色・赤色・青色・緑色）が書けるボールペンである。

そんな便利なものは日本にしか存在しないだろうと言うAに対して、Bは北京における存在を指摘している。このBの発言を取り出してみよう。

四色ボールペン、北京にありますよ。

ここで話し手Bは、私たちが先ほど見た規則1どおり、四色ボールペンというモノの存在場所を表すことば「北京」に「に」を付けている。ここには何の不思議さもない。

では、次のような発言はどうだろうか？

四色ボールペン、北京でありましたよ。

この発言では、最後の「あります」が「ありました」になっているほか（このことは後で述べる）、「北京に」が「北京で」となっている。だが、「四色ボールペン、北京にありますよ」と同様、この発言も不自然なものではない。（この自然さ判断にひっかかりを感じる話者は、Bの発言として、たとえば「Cさんが『四色ボールペン、北京であった』って言っていましたよ」のような、他者〈C〉からの伝聞の発言例をお考えいただきたい。この伝聞の例がかなり自然に感じら

れるなら、それと近い「四色ボールペン、北京でありましたよ」も話者の差こそあれ、ある程度は自然なのだと理解していただければと思う。(実例も挙げておこう。電子ネット上の情報交換所「Y A H O O ! 知恵袋」では、次のような質問に対して、

P S 3 が結構売れ残っているっていう噂を聞いたことがあるんですが、本当でしょうか？ 都内では見たことないんですが。

(質問日時：2007/1/5 14:39:14 質問番号：10,419,930 質問した人：rondakai さん)

次のような回答が記載されている。

きのうゲオでありましたよ!!

(回答日時：2007/1/5 21:13:49 回答番号：33,957,931 回答した人：pupuihaohao さん)

ゲオ (GEO) という商店における、ゲーム機 P S 3 というモノの存在を、回答者は「ゲオに」ではなく「ゲオで」という形で語っていることになる (調査日：二〇〇八年五月二十七日

URL:http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q1010419930)。

では、一体どうして「四色ボールペン、北京でありましたよ」や「P S 3、ゲオでありましたよ」などは不自然ではないのだろうか？
一体どうなっているのだろうか？

知識の文法と体験の文法

「四色ボールペン、北京にありますよ」という発言は、四色ボールペンが北京において存在すると知っていれば誰にでもできる。

これに対して「四色ボールペン、北京でありましたよ」という発言はそうではない。他人から聞いて知っただけという話し手なら、こんな発言はしにくいだろう。

この発言の主として最も思い浮かびやすいのは、最近、北京を観光してきたばかりの人、「北京の体験談」をしそうな人である。

つまり「四色ボールペン、北京でありましたよ」という発言は「見てきた」「味わってきた」といった、体験の発言である。

北京旅行から帰ってきた人は、北京における四色ボールペンの存在を、知識として発言できるだけでなく、体験としても発言できる。ゲオという店でPS3を見かけた人についても、同様のことが言える。

これまでの文法研究は、こうした個人的な体験の発言に十分な注意を払わず、ある庭における木やパーティーの存否といった、一般的な知識の表現を中心に進んできた。

先ほど紹介した二つの規則がその例である。これは知識の表現の説明には有効な、いわば知識の文法である。もう一度まとめておこう。

知識の文法

【規則1】モノの存在場所を表すことばには「に」を付ける。デキゴトの存在場所を表すことばには「で」を付ける。

【規則2】状態はデキゴトではない。

だが、知識の文法は体験の発言を説明できない。

知識の文法とは別に、体験の文法を考える必要がある。

体験は状態をデキゴト化する

体験の文法が知識の文法と決定的に違うのは規則2である。

規則1は知識の文法と変わらないとしても、規則2は次のように考えなければならない。それが体験の文法である。

体験の文法

【規則1】モノの存在場所を表すことばには「に」を付ける。デキゴトの存在場所を表すことばには「で」を付ける。

【規則2】状態はデキゴトである。

「四色ボールペンがある」というモノ（四色ボールペン）の存在状態は、知識の発言としてはただの状態にすぎない。だが、体験の発言としては、この規則2のとおり、立派なデキゴトである。

なじみのない北京の街を、「どんな様子だろう」「何があるだろう」と、好奇心のままにあちこち探検する話し手にとって、あるところ（たとえばあるスーパーの文房具売場）で四色ボールペンを見かける、つまり自分の目の前に四色ボールペンがあるというのは、立派なデキゴトである。

そのデキゴトが北京において存在しているので、規則1どおり「北京で」でよい。

知識の文法では、状態は状態でしかない。だが、体験の文法では、状態はデキゴトでもある。つまり体験は状態をデキゴト化する。

では、なぜ体験は状態をデキゴト化するのか？——この問題は私の中で、長らく、大きな疑問としてくすぶっていた。

疑問が解けたのはつい最近のことである。

定延利之（二〇一六）『煩惱の文法「増補版」』凡人社（二五―二〇）